

# 教 授 会 規 程

(制定 昭和 32 年 4 月 1 日)

改正 昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

令和 4 年 1 月 26 日 令和 4 年 2 月 24 日 令和 7 年 2 月 26 日

令和 7 年 11 月 26 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（昭和 29 年 4 月 1 日制定）第 44 条第 3 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (招集)

第 2 条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

## (会議の成立)

第 3 条 教授会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、人事及び大学の重要事項については、3 分の 2 以上の出席を必要とする。

## (議事の決定)

第 4 条 教授会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数の時は、議長が決する。ただし、人事については、3 分の 2 以上とする。

## (審議事項)

第 5 条 教授会は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）（以下「法」という。）の規定により、教授会の権限に属された事項を行う。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程及び授業に関する事項
- (4) 試験及び単位認定に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要なもので学長が定める事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 本学の教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要な事項

- 4 教授会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 学長は、前第1項、第2項、及び第3項に掲げる審議、決定について、教授会の意見を考慮するよう努める。

(岐阜市立女子短期大学教員人事委員会)

第6条 第5条第1項に掲げる事項のうち法第3条第5項に規定する教員（非常勤講師を除く。）の採用及び昇任のための選考については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条第1項に基づき、教授会に設置する岐阜市立女子短期大学教員人事委員会に、当該審議及び決定を委任する。

(議案の提出)

第7条 教授会の構成員から議案を提出する場合は、あらかじめ学長にこれを提出しておかなければならない。ただし、緊急の事案であって、教授会が特に認める場合は、この限りでない。

(専門委員会の設置)

第8条 教授会はその定めるところにより、第5条第1項、第2項、及び第3項に規定する審議事項について、調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(幹事)

第9条 教授会の記録は、その他の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和32年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 この規程の施行と同時に総務委員会規程は、廃止する。

## 附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 26 日から施行する。